

実務の焦点

相続税関係

取引相場のない株式に係る営業権の評価

1 はじめに

平成16年における相続税財産評価基本通達の改正により、基準年利率が引き下げられたことで、営業権の価額が増加するケースが多くなっている。

取引相場のない株式を評価する上でも増加した営業権の価額が株式の評価額を上昇させることになり、営業権の評価はこれまで以上に重要な問題となってきた。

本稿においては、取引相場のない株式を評価する上での営業権の算定について実務上留意すべき点を検討する。

2 営業権の意義

財産課税上、営業権とは、「企業が持つ好評、愛顧、信認、顧客関係その他の諸要因によって期待される将来の超過収益力を資本化した価値」と考えられている。

営業権の発生原因としては、地理的条件、商号又は商品名、経営的才能又は人格、製造の秘密、独占的地位など、さまざまなものがあるが、営業権の財産的価値は、その企業の超過収益力にあるとされている。

3 営業権の評価

(1) 所得の金額の意義

超過収益力の基となる所得の金額は、法人税法22条1項に規定する各事業年度の所得の金額とし、その所得の金額の計算の基礎に次に掲げる金額が含まれ

ているときは、これらの金額は、いずれもなかったものとみなして計算した場合の所得の金額とすると規定されている(評基通166(2))。

- ① 経常的損益以外の損益の額
- ② 支払利子、手形割引料
- ③ 損金算入した役員報酬の額
- ④ その企業の主宰者等に支払った財産の賃借料の額
- ⑤ 準備金勘定又は引当金勘定に繰り入れた金額

(2) 経常的損益以外の損益

営業権の評価に当たっては、まず法人税法22条1項に規定する各事業年度の所得の金額を基礎とし、別途加算すべき項目と減算すべき項目とを調整計算して所得の金額を算定することとされている。

所得の金額の算定上、経常的損益以外の損益を除くこととされているのは、その企業における経常的な収益力を営業権の価額に反映させるためである。

固定資産の売却損益などの臨時偶発的な事象に基因する損益は、経常的損益以外の損益に該当するので、所得の金額に加算又は減算することになる。

また、有価証券の売却損益については、その保有目的及び売却に至る経緯ならびに反復継続性などを考慮して、経常的損益以外の損益に該当するか否かを判断する必要がある。

(3) 申告調整項目の把握

経常的損益以外の損益として所得の金額から除かれるのは、会計上の金額ではなく税務上の金額である。

例えば、経常的損益以外の損益について、企業会計上処理すべき損失計上時期と法人税法上の損金算入時期に相違がある場合には、損益計算書と法人税別表の内容を検討し、申告加算した経常的損益以外の損益がいつ申告減算されているか確認しなければならない。

さらに、申告減算した金額を会計上の金額と通算して、経常的損益以外の損益である税務上の金額を算定し、所得の金額に加算することになる。

このため、申告調整した項目については、原因別に発生時期と解消時期を明確に区分して把握する必要がある。

4 おわりに

企業のコスト削減に伴う経常利益の改善などにより、営業権の価額が増加しやすい財務状況になっている。また、バランスシート改善に伴う不良資産の会計処理の進展などにより、経常的損益以外の損益の把握が複雑になってきている。

所得の金額に別途加算又は減算される項目の趣旨を踏まえ、取引の内容を十分に検討して、適正な営業権の評価に務めたい。

(右山研究グループ)
税理士 杉山 一紀